

総政企第 247 号 平成22年10月22日

統計委員会委員長 樋 口 美 雄 殿

総務大臣 片山善



諮問第28号 社会生活基本調査の変更について (諮問)

標記について、平成22年10月7日付け総統労第104号により総務大臣から別添「基幹統計調査の変更について(申請)」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法(平成19年法律第53号)第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。